

京都市理学療法士及び作業療法士奨学資金貸与条例を廃止する条例（平成25年12月24日京都市条例第78号）（保健福祉局障害保健福祉推進室）

京都市理学療法士及び作業療法士奨学資金の貸与制度は、本市の区域内のリハビリテーション施設における理学療法士及び作業療法士（以下「理学療法士等」といいます。）の充実に資することを目的として、学校等に在学する者で将来市長が指定する本市の区域内のリハビリテーション施設に理学療法士又は作業療法士として業務に従事しようとするものに奨学資金を貸与してきましたが、次の理由により、これを廃止するものです。

- 1 同制度は、本市の区域内に理学療法士等の養成施設が設置されていなかった昭和45年度に制定された制度であるが、その後、本市の区域内に理学療法士等の養成施設が設置されたことにより本市の区域内において理学療法士等を確保することが困難でなくなり同制度の必要性が低下したことから、昭和61年度から現在に至るまで休止されていること。
- 2 現在、本市の区域内には理学療法士養成施設が4施設存在するとともに、作業療法士養成施設が3施設存在することから、理学療法士等の確保が困難な状況にないこと。
- 3 現在、京都市理学療法士及び作業療法士奨学資金に係る本市の債権は、存在しないこと。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市理学療法士及び作業療法士奨学資金貸与条例を廃止する条例を公布する。

平成25年12月24日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 78 号

京都市理学療法士及び作業療法士奨学資金貸与条例を廃止する条例

京都市理学療法士及び作業療法士奨学資金貸与条例は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)